

公募型同調方式随意契約について（公告）

那覇市上下水道局（以下「局」という。）では、「令和 6 年度人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事」の公募型同調方式随意契約を行うことから、参加を希望する者を次のとおり募集します。

つきましては、当該公募型同調方式随意契約を希望する者は、本局指定の参加申請書類を作成し、必要書類を添付のうえ提出してください。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

1 業務概要

- (1) 件 名 令和 6 年度人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事
- (2) 業 種 土木工事業
- (3) 工 事 場 所 那覇市内一円
- (4) 履 行 期 間 令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
- (5) 作 業 期 間 令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 1 日
- (6) 工事内容は、次のとおり。

公共下水道施設の緊急に対応しなければならない箇所の修繕工事

ア 人孔鉄蓋取替工事

イ 柵鉄蓋取替工事

〈参考〉 人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事の年間規模（今回の発注高を保証するものではありません。）

令和 4 年度の工事实績は 153 箇所、総額約 5,800 万円（2 者の合計）。

- (7) 予 定 価 格 ￥ 7,000,000 （税抜き）（別紙「見積書作成方法」に対する予定価格です。）
- (8) 最低制限価格 設定する（予定価格の 7 / 10 以上の範囲で設定する。）

2 参加資格共通要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者。
- (2) 公告日から落札決定予定日までの間に、那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱第 11 条第 1 項に規定する指名停止の措置及び那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決

定が確定された者を除く。)

- (4) 経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める者に該当しない者。(公告日の3か月前から落札決定予定日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。)
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者。(下請け業者も同様とする。)

那覇市上下水道局公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自分(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※ 全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※ 落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」を那覇市上下水道局総務課へ提出しなければならない。

3 参加資格個別要件

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する令和5・6年度建設工事等入札参加資格者名簿に登録されており、業種が土木工事業で格付けがB・C・Dの者。

- (2) 配置技術者等について

①現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。

②主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者とし、令和6年3月1日において配置できること。

- ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木に限る)
- ・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士

なお、主任技術者は、本工事においては非専任で配置することができる。

③現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

④現場代理人及び主任技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

恒常的な雇用関係とは、見積り参加資格審査申請の日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

- (3) 那覇市内に本店を有する者。

- (4) 24時間体制で対応できる者。

- (5) 賠償責任保険、自動車保険、労災保険、法定外労災保険に全て加入する者。

※請負業者賠償責任保険 補償限度額(対人)1名につき5千万円以上、1災害につき1億円以上
補償限度額(対物)1災害につき1千万円以上、免責金額10万円以下

法定外労災補償 1名につき補償限度額2千万円以上

- (6) 緊急用機械器具等一式(ダンプトラック、掘削機械、転圧機械、その他工事に必要な機械器具類)、緊急用資材、材料置場を常時確保(リース可)できる者。

4 契約者予定数 2 者(同調業者がない場合は1 者)

5 参加申請書類等

- (1) 参加を希望する者は、「人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事仕様書」の内容を理解し、次の書類（局指定様式）を提出して下さい。

- 1 令和6 年度人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事の見積り参加資格審査申請書（様式①）
- 2 従事者名簿（様式②）
- 3 技術者名簿（様式③）
- 4 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の写し
- 5 建設業許可証明書又は建設業許可について（通知）の写し
- 6 従事者名簿（様式②）に記載されている従事者全員分の保険証等の写し
- 7 技術者名簿（様式③）に記載されている技術者全員分の資格者証の写し

※「人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事仕様書」及び参加申請書類等（局指定様式）については、本局ホームページからダウンロードしてください。

- (2) 提出書類の受付

①日 時 令和5 年1 2 月1 1 日（月）～令和5 年1 2 月1 9 日（火）まで（土・日曜日を除く）
午前9 時～1 2 時、午後1 時～5 時

②場 所 那覇市おもろまち1 丁目1 番1 号
那覇市上下水道局 下水道課 管理第一係（2 階）
電話 0 9 8－9 4 1－7 8 0 8
FAX 0 9 8－9 4 1－7 8 2 8

③提出方法 同項の参加申請書類等の1～7 各1 部を上記記載の場所へ、直接窓口または郵送で提出すること。なお、直接窓口へ提出する方は内容を説明できる方の持参に限る。
また、郵送で提出する場合、令和5 年12 月19 日までの消印有効とする。

6 質問の受付・回答に関する事項

- (1) 質問受付期間 令和5 年11 月3 0 日（木）午前1 0 時から
令和5 年1 2 月5 日（火）午後5 時まで
- (2) 質問受付方法 質問書（公告欄に添付）を下水道管理第一係あて FAX 送信。（上記参照）
- (3) 回答日・掲載方法 令和5 年1 2 月7 日（木）午後5 時までに「質問・回答書」を同公告欄下部に（追記）掲載。

7 参加資格者の決定等

- (1) 参加申請提出期限の翌営業日に資格審査を行い、資格審査後5 日以内に参加資格『可・否』を通知。
- (2) 資格者には見積書提出を依頼。提出期限については、参加資格者の決定後の通知にて掲載。

8 落札決定について

- (1) 低い見積り価格を提示した者から順に、契約同意の確認順番を決定し、同意確認。
- (2) 同調業者と契約締結。※同調業者がない場合は1 者と契約。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 前払金 適用しない。
- (4) 部分払 適用しない。
- (5) 支払い方法 月払い。

10 その他

- (1) 公告から契約締結までの流れ
 - ①参加者の募集 ②参加者の資格審査及び資格者の決定 ③参加資格者への見積り依頼
 - ④見積り資料の配付 ⑤見積書の提出 ⑥見積書の開封及び比較
 - ⑦低い見積り価格を提示した者から順に、契約同意の確認順番を決定 ⑧順次同意確認
 - ⑨同調者と契約締結
- (2) 談合又は不正な行為があると認めた場合は、当該契約を中止又は延期する場合がある。
- (3) 本契約締結までに、那覇市建設工事等競争入札参加資格を取り消されたとき又はその他入札参加資格を満たさなくなった場合は契約を締結しない場合がある。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 最低見積り価格による請負率の決定については、小数点以下第6位止めで以下切り捨てとする。

11 落札制限

- (1) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、見積り参加資格審査申請の日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
- (2) 新規に業者登録した者は、見積り参加資格審査申請の日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
- (3) 本案件は、手持ち案件とはみなさない。